2　前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、人事院は、直ちに、特例緊急被ばく限度を二百五十ミリシーベルトと定める。

一　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十条に規定する政令で定める事象のうち人事院が定めるものが発生した場合

二　原子力災害対策特別措置法第十五条第一項各号に掲げる場合

3　前二項の規定により特例緊急被ばく限度に係る緊急作業に従事させる場合には、その従事させる間に受ける実効線量については、当該特例緊急被ばく限度を超えないようにしなければならず、かつ、放射線については、当該緊急作業に係る事故の状況に応じ、これを受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

4　特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、第一項に規定する原子力保安検査官以外の者に従事させてはならない。

5　人事院は、第一項又は第二項の規定により特例緊急被ばく限度を定めた場合には、その適用に係る職員が受けた線量、事故の収束のために必要となる作業の内容その他の事情を勘案し、これを変更し、かつ、できるだけ速やかにこれを廃止するものとする。

第五条第三項中「妊娠中の女子及び」を「緊急作業に従事する男子職員及び妊娠する可能性がないと診断された女子職員」に改め、「ある女子」の下に「職員（妊娠する可能性がないと診断された女子職員及び妊娠中の女子職員を除く。）並びに妊娠中の女子職員（第二十四条第二項において「一月測定職員」という。）」を加える。

第二十一条に次の一項を加える。

2　各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日までに、その旨を人事院に報告しなければならない。

一　職員を緊急作業に従事させている場合において、当該職員の当該緊急作業で受けた外部被ばくによる線量が一年間につき五十ミリシーベルトを超えているとき　当該緊急作業を開始した日から起算して十五日を経過する日及びその日から十日を経過する日ごと

二　職員を緊急作業に従事させている場合　毎月末日（当該緊急作業を開始した月の末日を除く。）

第二十四条第二項中「妊娠中の女子及び一月に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女子にあつて」を「一月測定職員について」に改める。

第二十六条第一項中「放射線業務に従事する職員」を「放射線業務従事職員」に、「業務に係る規則一〇―四」を「業務に係る同規則」に、「及び規則一〇―四」を「及び同規則」に改め、「特別定期健康診断」の下に「（次条第一項の規定によるものを除く。）」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第二十六条の二　各省各庁の長は、緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事職員に対し、当該業務に従事した後一月以内ごとに一回、定期に、及び当該業務に従事しないこととなつた場合、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一　自覚症状及び他覚症状の有無の検査

二　末梢（しょう）血液中の白血球数及び白血球百分率の検査

三　末梢血液中の赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査

四　甲状腺刺激ホルモン、遊離トリヨードサイロニン及び遊離サイロキシンの検査

五　白内障に関する眼の検査

六　皮膚の検査

2　前項の健康診断のうち、定期に行わなければならないものについては、医師が必要でないと認めるときは、同項第二号から第六号までに掲げる項目の全部又は一部を省略することができる。

3　各省各庁の長は、第一項の健康診断の際に、当該職員が前回の健康診断後に受けた線量（これを計算によつても算出することができない場合には、これを推定するために必要な資料（その資料がない場合には、当該放射線を受けた状況を知るために必要な資料）を医師に示さなければならない。

第二十六条の三　緊急作業に係る業務に従事する放射線業務従事職員については、当該職員が直近に受けた前条第一項の健康診断のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める健康診断とみなす。

一　緊急作業に係る業務に新たに従事させる日前一月以内に行われたもの　規則一〇―四第十九条第一項後段の規定による健康診断（同規則別表第三第二号に掲げる業務に係るものに限る。）

二　第二十六条第一項の規定による特別定期健康診断を行おうとする日前一月以内に行われたもの　当該特別定期健康診断（緊急作業に係る健康診断の結果の通知）

第二十六条の四　各省各庁の長は、第二十六条の二第一項に規定する健康診断を受けた職員（当該健康診断を受けた職員であつた者を含む。）に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

第二十七条第一項第三号及び第五号中「放射線業務に従事する職員」を「業務を行う放射線業務従事職員」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に規則一〇―五第四条の二に規定する緊急作業に職員を従事させている場合における同規則第二十一条第二項の規定の適用については、同項第一号中「当該緊急作業を開始した日から起算して十五日を経過する日」とあるのは「平成二十八年四月十五日」と、同項第二号中「当該緊急作業を開始した月の」とあるのは「平成二十八年四月」とする。

（人事院規則一―三四の一部改正）

3　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

別表の三の表規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の項中「第二十一条」を「第二十一条各項」に改める。

告　示

○法務省告示第五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十七日

法務大臣　岩城　光英

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社アオキ	岐阜県岐阜市柳津町下佐波一丁目百四十三番地	婦人子供服製造

二　対象となる者　平成二十八年一月二十七日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第五十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十七日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

高橋工業株式会社	神奈川県横浜市都筑区東山田町百三十四番地	鉄筋施工
有限会社工藤建設興業	徳島県阿波市阿波町東川原四十四番地の五	鉄筋施工

○法務省告示第五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十七日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表フナハシ技研株式会社の項中「愛知県一宮市三ツ井八丁目十番五号」を「愛知県一宮市丹陽町伝法寺字柳之川百四十五番地百四十五」に改める。